

災害時等における除菌・消臭用品の供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とイワタ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）もしくは災害に対する対策準備活動時（以下「準備時」という。）において、甲が実施する活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）遺体収容所等 江戸川区地域防災計画に定める、搬送された遺体を受け入れ安置するための施設又は甲が指定する場所をいう。

〔遺体収容所予定施設〕

遺体収容所	所在地
総合体育館〔遺体収容所総本部〕	江戸川区松本一丁目35番1号
スポーツランド	江戸川区東篠崎一丁目8番1号
スポーツセンター	江戸川区西葛西四丁目2番20号

（協力要請）

第3条 甲は災害時に必要が生じたときは、乙に対して、前条の遺体収容所等へ別紙に掲げる除菌・消臭用品の供給について要請することができる。

2 供給要請は、原則として除菌・消臭用品供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は 甲は乙に対して口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（保管方法・責任等）

第4条 前条により甲は供給要請する対象の除菌・消臭用品について、乙が準備時に遺体収容所等の倉庫等でこれを保管しておくことを妨げない。ただし、災害発生後についてはこの限りではない。

2 保管中の甲の責に帰さない除菌・消臭用品の劣化については、甲は責任を負わない。
3 保管する除菌・消臭用品は原則年1回程度、乙が新品に入れ替えるものとする。ただし、上記に関わらず、乙から入れ替えの申出があった際は、甲はできる限り申出に応じるものとする。

4 除菌・消臭用品の遺体収容所等への搬送費は乙の負担とし、遺体収容所等での準備時の除菌・消臭用品保管費は発生しない。

（供給報告）

第5条 乙は、第3条第1項に基づく業務を実施したときは、除菌・消臭用品供給報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（保管・入替報告）

第6条 乙は、第4条第1項及び第3項に基づく業務を実施したときは、除菌・消臭用品保管・入替報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

（経費の負担及び価格）

第7条 甲の供給要請に基づく第3条第1項の業務に係る、甲が使用した除菌・消臭用品の費用については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ決定するものとする。その他の業務については原則無償とする。

（経費の請求）

第8条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、除菌・消臭用品供給費用請求書（第4号様式）により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

3 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合の経費は、当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（損害補償）

第9条 災害時の甲の供給要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月江戸川区条例第10号）によるものとする。

2 準備時の、甲の責に帰さない乙の事故等については、甲は責任を負わない。

（協定の変更）

第10条 本協定内容を変更するときは、甲乙協議のうえ、変更するものとする。

（連絡体制・手段）

第11条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先（平常時及び緊急時）を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

（防災訓練）

第12条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に参加協力するよう努めるものとする。

（協定の解除）

第13条 甲は乙が次の各号いずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

- （1）乙が除菌・消臭用品の提供を行うことができなくなったとき。
 - （2）乙が本協定締結前に提出した「災害時連携協定締結に係る欠格事項非該当申出書」の各号いずれかに該当したとき。
 - （3）乙に社会的信用を著しく損なう行為があったとき。
- 2 前項により本協定を解除するときは、甲は乙に事前に通知するものとする。

（有効期間）

第 1 4 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 1 2 月 2 日から 1 年間とし、甲乙いずれからも
本協定の解除または変更の申し出がない限り継続するものとする。

（協定細目）

第 1 5 条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

（協議）

第 1 6 条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協
議のうえ、別に定める。

本協定書は 2 通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。
令和 7 年 1 2 月 2 日

甲 江戸川区中央一丁目 4 番 1 号
江戸川区
江戸川区長 齊藤 猛

乙 江戸川区平井七丁目 8 番 16 号
イワタ株式会社
代表取締役社長 岩 田 壮 一 郎